



平成30年 7 月 13 日

各 位

会 社 名	サトーホールディングス株式会社
代 表 者	代表取締役社長兼 CEO 小瀧 龍太郎
(コード番号)	6287 東証第一部
U R L	<a href="http://www.sato.co.jp">http://www.sato.co.jp</a>
問い合わせ先	取締役上席執行役員最高財務責任者 阿部 陽一
電 話 番 号	03(5745)3414

## 当社従業員に対する業績連動型株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の幹部従業員である経営職、専門職及び高度専門職の職位を有する従業員（以下「対象従業員」という。）を対象とする業績連動型株式付与制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入

- (1) 当社は、対象従業員を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めつつ、中長期的かつ継続的な勤務への意欲を増進させることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度は、対象従業員に対する実際の支給内容が株価の影響を受けることにより、対象従業員の業績達成への動機付けを強めるだけでなく、株価の変動による利益及びリスクを株主の皆様と共有することを目的としております。

#### 2. 本制度の内容

##### (1) 本制度の概要

本制度は、平成 31 (2019) 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 35 (2023) 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの各事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）を対象として、「職位」及び「各事業年度における業績目標の達成度」に応じた数の当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日から平成 35 (2023) 年 3 月 31 日までの 5 年間（以下「役務提供期間」という。）を経過した後には交付する制度です。

##### (2) 本制度の対象者

対象従業員は、①役務提供期間の間、継続して当社の経営職、専門職及び高度専門職の職位を有する従業員であること、②一定の非違行為があった者ではないこと等の所定の要件を満たしていることを条件に、付与された株式交付ポイント（下記（4）に定める。）に応じた数の当社株式の交付を受けるものとします。

(3) 役務提供期間

平成 30 (2018) 年 4 月 1 日から平成 35 (2023) 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

(4) 対象従業員に付与される株式交付ポイント

各評価対象事業年度の終了日の属する年の 6 月 1 日 (同日が営業日でない場合には、翌営業日とする。以下「ポイント付与日」という。) に、当該各評価対象事業年における「職位」及び「各事業年度における業績目標 (連結営業利益等) の達成度」に応じて、対象従業員に対し、一定の株式交付ポイントが毎年付与されます。(※1)(※2)

(※1) 株式交付ポイント / 1 ポイント = 当社普通株式 / 1 株

(※2) 株式分割・株式併合等の株式交付ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

(5) 対象従業員に交付される当社株式の上限数

対象従業員に交付を約する当社株式の上限数 (株式交付ポイントの上限数) は、年 4 万株 (年 4 万ポイント) とします。ただし、株式分割・株式併合等の株式交付ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

(6) 当社株式の交付の方法及び時期

当社は、役務提供期間満了後に、取締役会決議を行い、①対象従業員に金銭債権を支給し、②当該金銭債権の全部の現物出資と引換えに、新株発行又は自己株式処分によって株式交付ポイントに応じた数の当社株式を交付します。

なお、本制度により発行又は処分される当社株式の 1 株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) を基礎として、対象従業員に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

(7) 役務提供期間中に退職した場合等

①対象従業員が役務提供期間中に正当な理由により経営職、専門職及び高度専門職の職位をいずれも喪失した等対象従業員につき一定の異動が生じた場合、又は②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株式総会で承認された場合は、当社株式に代えて、当該異動の日又は組織再編等承認日までの期間を踏まえて合理的に定める額の金銭を支給します。

以上